

## 支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク 規約

### (名称)

#### 第1条

本会は、支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク（略称：Q&A ネットワーク、英語名称：Quality & Accountability Network in Japan(JQAN)、読み：ジェイカン）と称する。

### (目的)

#### 第2条

本会は、2011年3月の東日本大震災発生以降、日本における支援活動の質とアカウンタビリティ向上に取り組んできた Q&A ワーキンググループの目的と活動を引継ぎ、以下を目的として活動する。

1. 国際社会で共有されている人道支援の諸原則、基準類を理解し、実践できる支援実務者および団体の育成。
2. 継続的に日本およびアジア地域での人道支援の諸原則、基準、応用例などについて教授・指導ができる日本の NGO 人材の育成。
3. 主に日本の国際協力、緊急人道支援、減災防災活動に関わる政策立案者、資金提供機関関係者への提言活動。
4. 日本の国際協力、緊急人道支援、減災防災活動に関わる経験や課題を国際社会としての支援の質とアカウンタビリティの向上に役立てていくための発信活動。

### (活動)

#### 第3条

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. Core Humanitarian Standard およびその他関連原則、基準類の情報収集と発信
2. Core Humanitarian Standard の認証制度としての制度設計、普及活動への参加
3. 研修の開催
4. 研修や提言活動に必要な教材・資料類の翻訳と調査分析
5. 教授・指導が可能な NGO 人材の育成機会の提供、確保と人材管理
6. 提言・啓発活動
7. 国内外への発信活動
8. その他、前条の目的に資する活動

### (活動期間)

#### 第4条

本会の活動期間は、Q&A ワーキンググループからの移行期間を含め、2015年4月1日から2018年3月31日とする。会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。

## (参加団体)

### 第5条

新たに本会の参加団体になろうとするものは、別に定める参加申込書を幹事会に提出するものとし、以下の要件を満たし、入会が適切であると幹事会が認める場合に、参加団体となることができる。

1. 日本において活動実績と拠点を有する非営利の市民社会組織またはそれに準ずる組織で、本会の趣旨に賛成し、求めに応じて可能な範囲で一緒に行動する意向を有すること。
2. 本会の趣旨に賛成し、求めに応じて可能な範囲で一緒に行動する意向を有する個人であること。
3. 組織名や個人名をホームページやパンフレットなどで公表することに同意できること。

ただし、参加団体や個人であっても上記事項を満たさなくなった場合は、幹事会が退会を求めることができる。

## (総会)

### 第6条

総会は年次と臨時での開催とする。年次総会は原則年一回開催とする。総会は、参加団体で構成し、幹事団体の選出および幹事選出権の幹事会への委任、規約の承認・改正、事業報告および決算の承認、その他幹事会で必要と認めた重要事項について審議し、決定する。総会は参加団体の過半数の出席（委任状の提出または書面・電磁的表決を含む）により成立する。総会の議決は、出席した参加団体の過半数の賛成（委任状の提出または書面・電磁的表決を含む）をもって決定する。総会は本会の活動期間中、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

1. 幹事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
2. 参加団体の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催請求があったとき
3. 監事が招集したとき

## (幹事団体)

### 第7条

本会に2団体以上の幹事団体を置く。幹事団体は、総会において、参加団体から選出する。幹事団体の任期は本会の活動期間終了時までとする。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

## (幹事会)

### 第8条

幹事会は、幹事団体をもって構成し、代表の選出のほか、本会の運営に関し必要な事項を協議する。本規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。幹事会は、幹事団体の過半数の出席（委任状の提出または書面・電磁的表決を含む）を持って成立するものとする。幹事会の議決は、出席した幹事団体の過半数の賛成（委任状の提出または書面・電磁的表決を含む）をもって決定する。幹事会は本会の活動期間中、幹事団体が必要と認めたときに開催する。

### **(代表)**

#### **第9条**

本会は、2名以内の代表を置くこととする。代表は、幹事会の互選により幹事団体の構成員から選出する。代表の任期は本会の活動期間終了時までとする。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

### **(事務局)**

#### **第10条**

事業の円滑な実施運営のために、本会は特定非営利活動法人国際協力 NGO センターに事務局を置く。事務局の任期は本会の活動期間終了時までとする。必要に応じて事務局長を置くこととする。

### **(監事)**

#### **第11条**

本会の活動および財務状況を監査するための監事を置く。監事は幹事会が選任する。監事の任期は本会の活動期間終了時までとする。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

### **(法の遵守)**

#### **第12条**

本会の運営に際しては、日本の国内法を遵守する。参加団体が日本の国内法を遵守しない場合は、総会において除名を求めることができる。

### **(規約の改正)**

#### **第13条**

本会の規約は総会の決議により改正することができる。

### **(附則)**

1. この規約は 2015 年 7 月 24 日から施行する。

以上